

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成 28 年 10 月
栃木県人事委員会

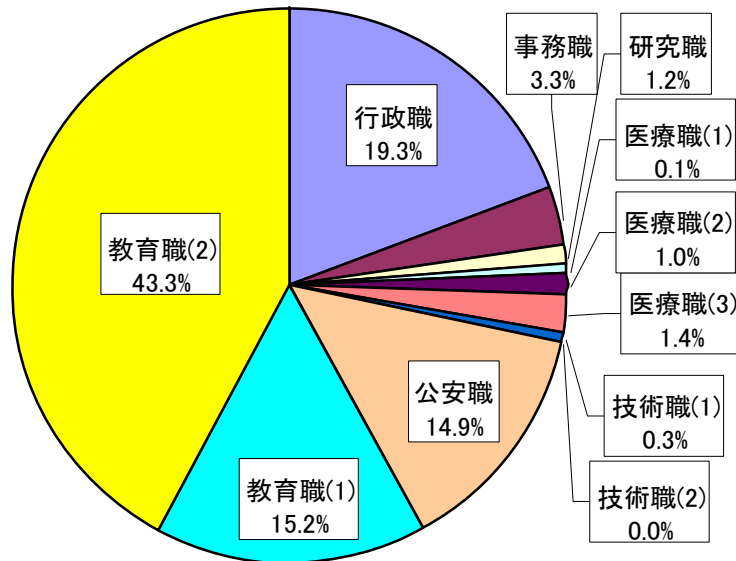
目 次

	ページ
1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定	
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)	7
2 扶養手当の見直し(平成29年度から段階実施)	
① 見直しの概要	8
② 各年度における手当額	9

1 給与勧告の仕組みと今年の給与改定

1-① 給与勧告の対象職員

平成28年4月1日現在の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は22,286人（平均年齢は43.2歳）であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、4,905人（平均年齢43.8歳）で、全体の22.0%となっています。また、教育職給料表適用職員については、58.5%と全体の半数以上を占めています。



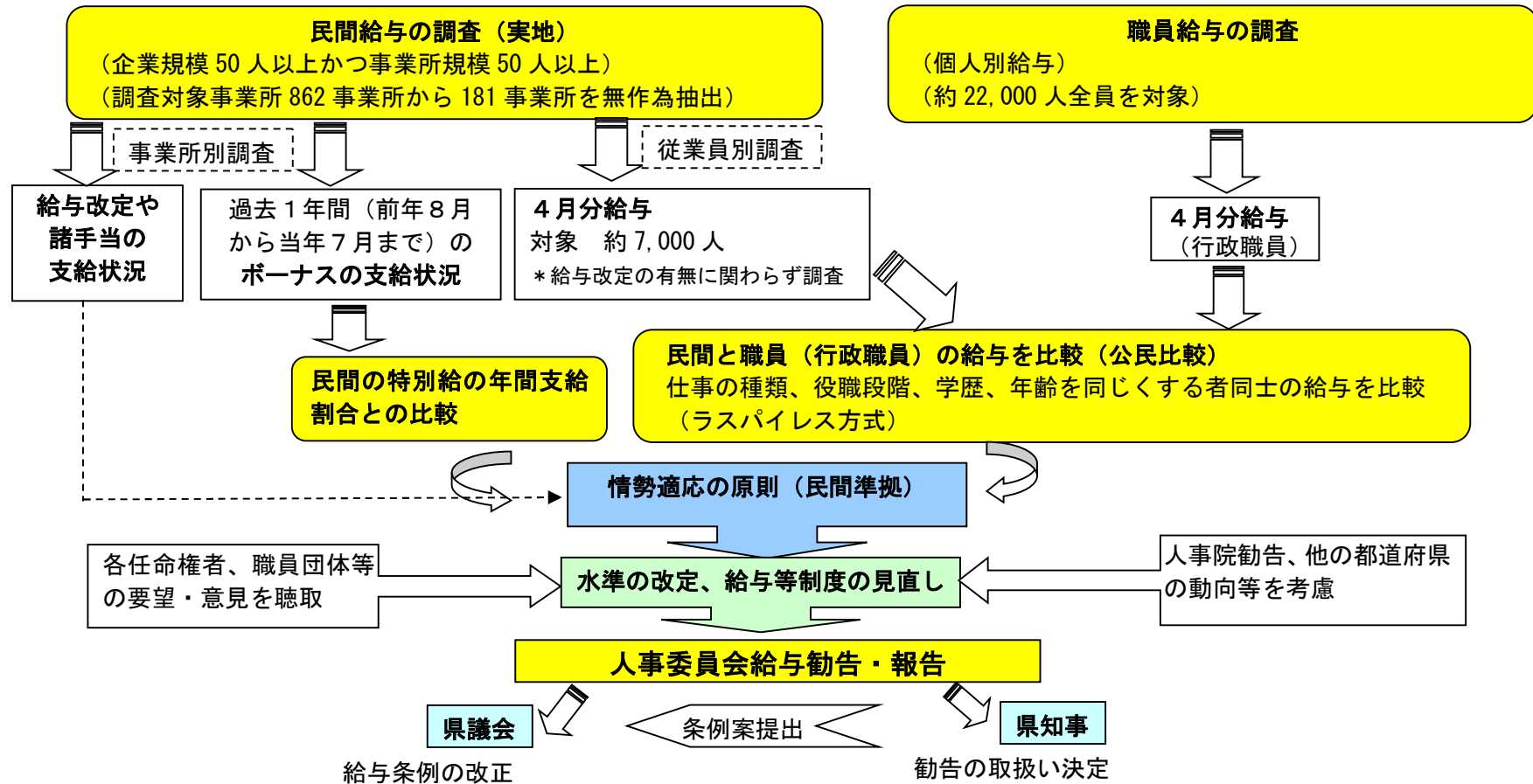
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,308	43.2
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	743	44.3
研究職給料表	研究員	255	42.2
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	30	48.8
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	214	42.2
医療職給料表(3)	保健師、看護師	308	41.9
技術職給料表(1)	学校栄養士	75	40.2
技術職給料表(2)	学校看護師	1	x
公安職給料表	警察官	3,324	37.3
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,387	44.4
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	9,641	44.8
計		22,286	43.2

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員（5,051人）のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成28年4月1日付け新規学卒の採用者（146人）を除いたもの

1-② 給与勧告の手順

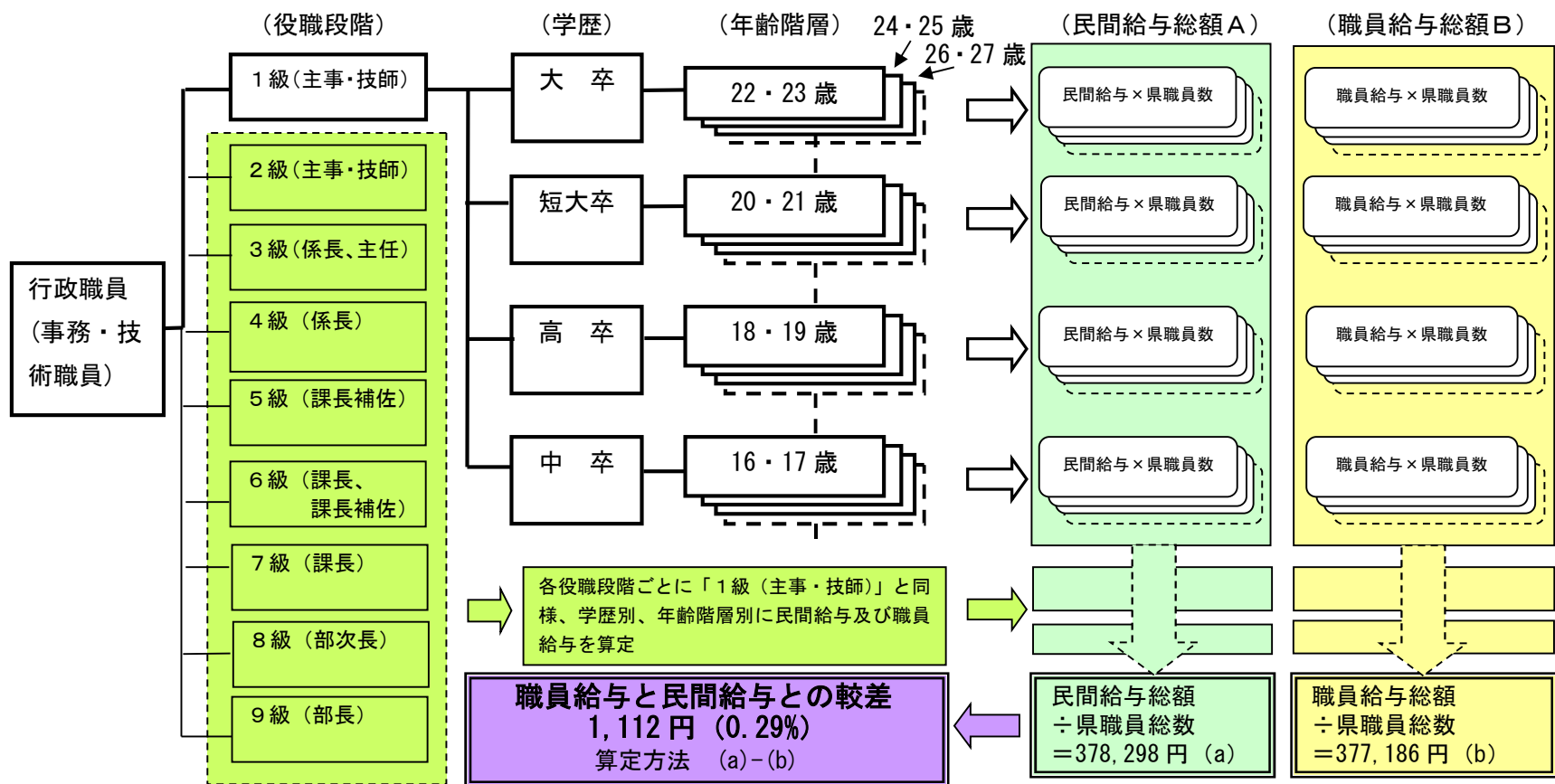
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



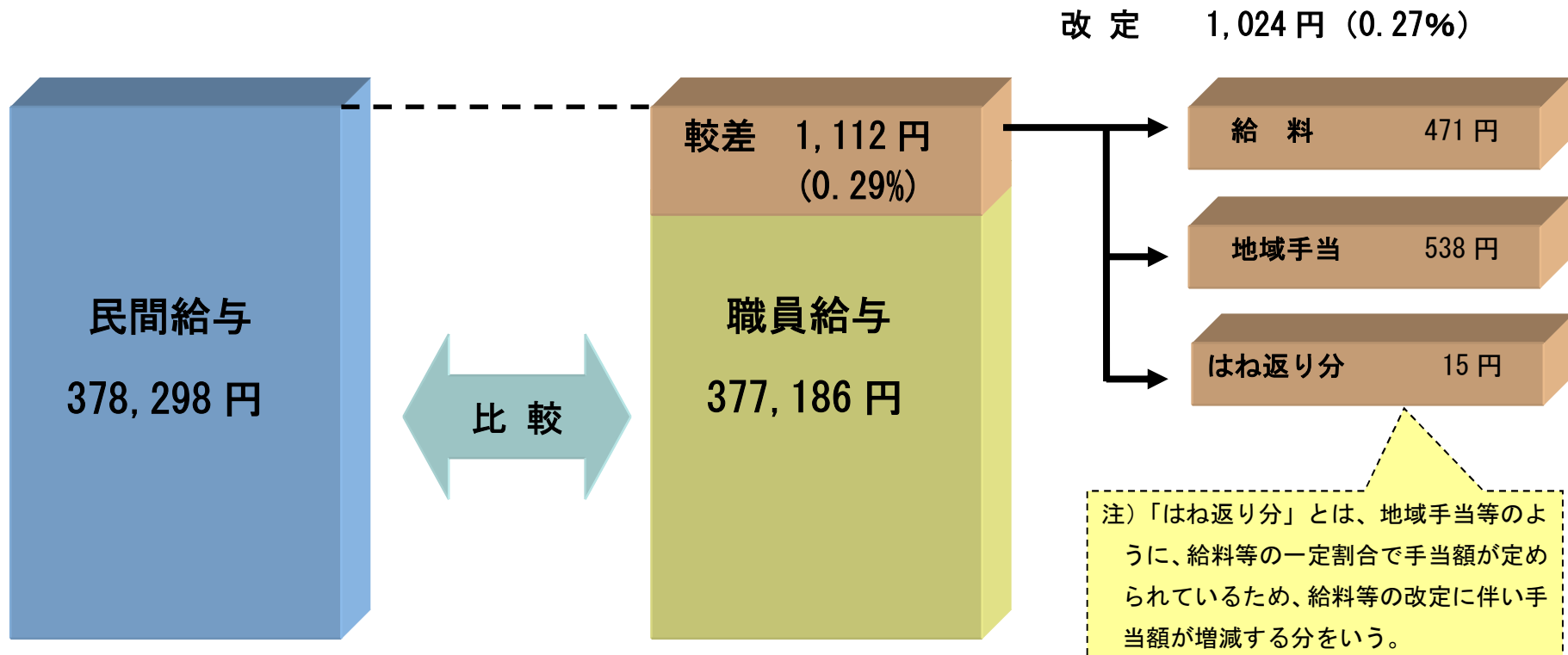
1-③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給与の引き上げを行うこととしました。



1－⑤ 本年の給与改定

1 給料表

(1) 行政職給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

初任給 行政職員（大卒程度）184,800円（現行183,300円） 行政職員（高卒程度）150,500円（現行149,000円）

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定

2 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

3 地域手当

民間給与との較差を解消するため、給料表の引上げ改定と併せ、地域手当の支給割合を3.45%に引上げ（現行3.3%）

4 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月に改定（現行4.20月）
引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 実施時期

平成28年4月1日

1-⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	家 族 構 成	勸告前		勸告後		年間給与 額の差
			月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	独身	216,620	3,509,244	218,486	3,561,321	52,077
主 任	35 歳	配偶者、子1人	322,089	5,249,018	323,177	5,298,637	49,619
係 長	45 歳	配偶者、子2人	409,068	6,744,456	410,075	6,803,260	58,804
課長補佐	50 歳	配偶者、子2人	452,763	7,537,070	453,835	7,602,896	65,826
課 長	55 歳	配偶者	534,581	8,567,998	535,767	8,638,014	70,016
部 長	58 歳	配偶者	637,257	10,682,605	638,591	10,776,510	93,905
行政職員平均 (43.8 歳)			377,186	6,204,751	378,210	6,261,068	56,317

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(勸告前3.3%、勸告後3.45%)を基礎に算出
(課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))

1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%
平成28年	0.27%	4.30月	0.10月	5.6万円	0.9%

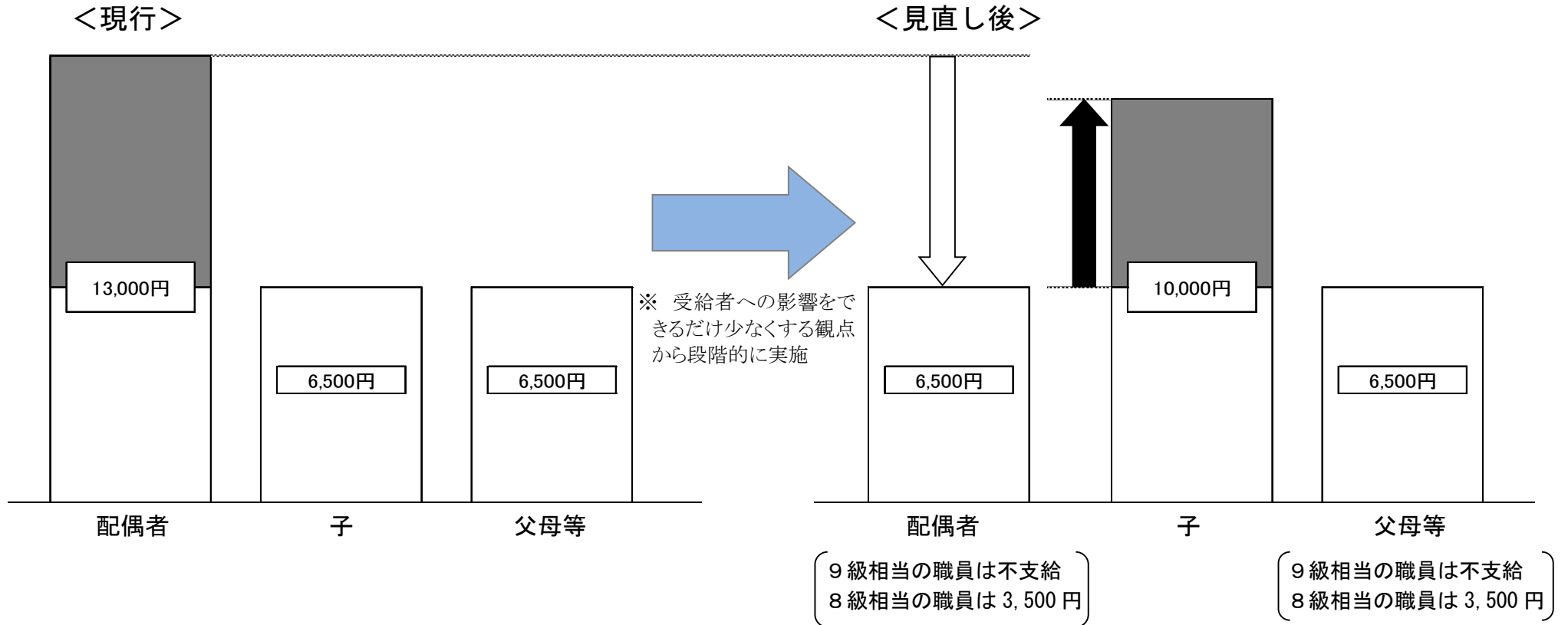
(注) 平成16年、平成24年及び平成25年においては、給与水準改定以外の勧告あり。

2 扶養手当の見直し（平成 29 年度から段階実施）

2-① 見直しの概要

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）

本庁部長級（行政職給料表 9 級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。本庁部長級（行政職給料表 8 級相当）の職員には、3,500円支給



2-② 各年度における手当額

(単位：円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
扶養親族						
配偶者	行政職給料表 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。